豊田市下水道管路施設包括的維持管理委託 提案評価基準

令和7年11月

豊田市役所 上下水道局 下水道施設課

この提案評価基準は、豊田市上下水道局(以下「局」という。)が実施する下水道管路施設包括的維持管理業務(以下「本業務」という。)を受託する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者(以下「参加者」という。)に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである(これらの書類を総称して、以下「プロポーザル実施要領等」という。)。

- ①公募型プロポーザル実施要領
- ②仕様書及び特記仕様書
- ③様式集

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な 書類を作成、提出すること。

豊田市下水道管路施設包括的維持管理委託提案評価基準

目次

1	審查	方法												
	1-1	審査方式						•		•	 •	•		1
	1-2	優先交涉	事業者	決定フ	\Box -		•	•		•	 •	•		1
	1-3	委員会の	設置	•				•		•	 •	•	•	2
2	審査	内容												
	2-1	プロポー	ザル参	加資格	の確	認		•		•	 •	•		2
	2 -	1-1 ı	心要書類	の確認	刃 心									
	2 -	1-2	参加資格	の確認	刃 心									
	2-2	提案審查	Ī					•		•	 •	•		2
	2 -	2-1	審査											
	2 -	2-2 ե	出席者及	び説明	月者									
	2 -	2-3 3	提案内容	審查										
	2 -	2-4	憂先交涉	事業者	首及て	が次点	结	の選	定					
	2-3	契約の締	豨吉	• •	• •			•		•	 •	•	•	3
3	評価	点の算出	方法											
	3 - 1	配点方針	ŀ					•		•	 •	•		4
	3 - 2	提案書の	審査項	目等				•		•	 •	•		4
	3 - 3	証価占の)首出方	;										Q

1 審査方法

1-1 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、提案による技術面等の非価格要素とともに提示された見積金額を総合的に評価する。

1-2 優先交渉事業者決定フロー

優先交渉事業者決定のフローは図1に示すとおりである。

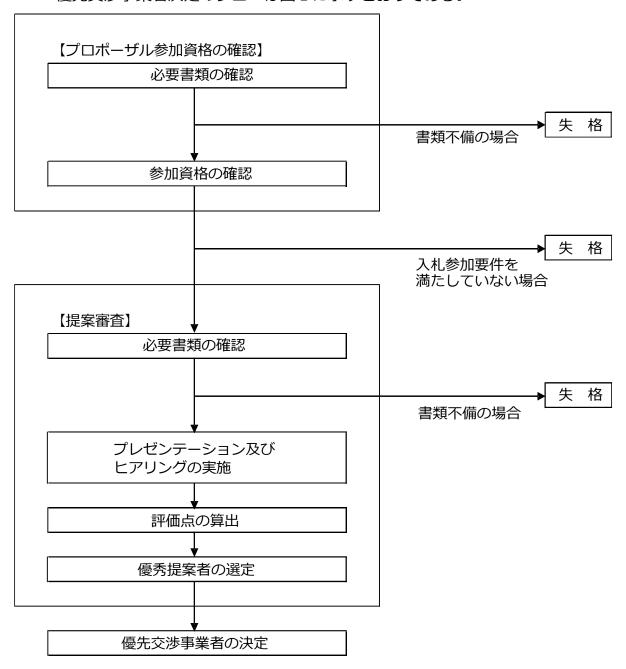


図1 優先交渉事業者決定フロー

1-3 委員会の設置

局は、提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「豊田市下水 道管路施設包括的維持管理プロポーザル審査委員会」(以下、「委員会」とい う。)を設置している。委員会の委員は、「豊田市プロポーザル方式実施ガイ ドライン」により構成している。委員会は、提案評価基準に基づき提案書等の 審査を行う。

なお、参加者が、優先交渉事業者の決定前までに、本業務について委員会の 委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことが あるので留意すること。

2 審査内容

2-1 プロポーザル参加資格の確認

2-1-1 必要書類の確認

局は、参加者から提出された参加資格確認書類について、公募型プロポーザル実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

2-1-2 参加資格の確認

局は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2-2 提案審査

2-2-1 審 査

委員会は、参加者から提出された提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委員会において提案審査の採点を行う。

実施日、場所等は下記のとおりで、時間等の詳細については後日通知する。

- ・実施日 令和8年2月9日(月) 午前10時から午後4時のうち指定する60分間
- ・場 所 豊田市上下水道局 上下水第1会議室 (西庁舎1階)

2-2-2 出席者及び説明者

出席者数並びに説明者数は8名以内とする。但し、質問に対する回答は配置予定統括責任者若しくは配置予定主任技術者が主体となって説明すること。なお、参加者である各企業若しくは参加グループの構成員(代表企業を含む。)以外の者の出席は認めない。

2-2-3 提案内容審査

委員会は、提案書のうち技術的提案などの内容について審査し、「3 評価点の算出方法」に基づき得点化を行う。

2-2-4 優先交渉事業者及び次点者の選定

委員会は、評価値によって評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉事業者として決定する。また、次に高い提案を行った者を次点者とする。

評価値 = 業務経歴等の評価点 + 業務実施計画等の評価点 + 価格の評価点

なお、評価値が同点で優先交渉事業者が2者以上となったときは、非価格点の高い方、それでも同点ならば業務実施計画等の点が高い方を優先交渉事業者とする。また、次点者についても同様とする。

※提案者が1者のみである場合は、業務経歴等の評価点と業務実施計画等の 評価点の和が450点(最低基準点)以上であれば優先交渉事業者とする。

2-3 契約の締結

局は、優先交渉事業者と選定された者に見積を依頼するとともに本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。但し、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と選定された者と契約交渉を行うものとする。

- ① 契約交渉が成立しないとき又は優先交渉事業者が本契約の締結を辞退 したとき
- ② その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

3 評価点の算出方法

3-1 配点方針

提案書で求める提案内容の配点は、業務経歴等が200点、業務実施計画等は700点、価格は100点とし、1000点満点とする。

3-2 提案書の審査項目等

評価点の算出に当たって、審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)は、 表1のとおりとする。

表1 審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)

評価対	表に番鱼の評価項目が	20評価の看帳点 (判断基準) 	評価点
- 象		下水道管路の点検・調査業務の実績 (30点)	10件以上:30点 5~9件:20点 2~4件:10点
	受託実績(90点) 【様式3】	下水道管路の工事や修繕の実績 (30点)	10件以上:30点 5~9件:20点 2~4件:10点 1件以下:0点
業務経		「下水道管路施設ストックマネジメント計画策定」に関する業務の実績(30点)	10件以上:30点 5~9件:20点 2~4件:10点 1件以下:0点
歴 等(200点)	技術者の確認(70点) 【様式5】	「下水道管路管理総合技士」、「下 水道管路管理主任技士」、「下水道 管路管理専門技士」の有資格者数 (25点)	15人以上:25点 10~14人:20点 6~9人:15点 2~5人:10点 1人以下:0点
		「技術士(上下水道部門-下水道)」、「技術士(総合技術管理部門-下水道)」、「RCCM(下水道部門)」の有資格者数(25点)	15人以上: 25点 10~14人: 20点 6~9人: 15点 2~5人: 10点 1人以下: 0点
		「土木施工管理技士」の有資格者数 (20点)	15人以上:20点 10~14人:15点 6~9人:10点 2~5人:5点 1人以下:0点

業務経歴等 (200点)	参加する企業における市内本店企 業の出資比率(40点) 【協定書等】	・参加する企業における市内本店企業の出資比率(a) ・共同企業体での参加の場合、構成員に市内本店企業が複数ある場合は、各市内本店企業の出資比率の合計	50% <a:40点 20%<a≦50%:20点 0%<a≦20%:0点< th=""></a≦20%:0点<></a≦50%:20点 </a:40点
	提案概要 (56点、8点/委員×7人) 【様式8-1】	・業務実施の基本方針、事業者として最も重要と考える事項、創意工夫を発揮できる事項、地域特性等基本的な考え方を踏まえ述べられているか。 ・業務に関する認識が十分か。	【委員による評価】 特に優れている:8点 優れている:6点 普通:4点 やや不十分:2点 不十分:0点
業務実施計画等	業務の実施体制 (84点、12点/委員×7人) 【様式 8 - 2】	・市内の人材・企業等を活用した業務実施体制が確立されているか。 ・再委託先を含め業務を実施するために必要な組織体制と人員配置計画(平日、休日、夜間、緊急時の各体制)、作業機材等について、考え方や具体的な体制が適切に提案されているか。	【委員による評価】 特に優れている:12点 優れている:9点 普通:6点 やや不十分:3点 不十分:0点
(700点)	災害対応について (84点、12点/委員×7人) 【様式8-3】	・迅速な対応が可能な市内拠点が確保されているか。・災害時の対応について、受託者としての考え方を具体的に記載しているか。	【委員による評価】 特に優れている:12点 優れている:9点 普通:6点 やや不十分:3点 不十分:0点
	担当予定従業者の資格・経験 (28点、4点/委員×7人) 【様式8-4】	・必要な有資格者の配置計画が適切か。・従業者の教育・安全訓練及び異動について、考え方と具体的な対応方法が適切に記載されているか。	【委員による評価】 特に優れている: 4点 優れている: 3点 普通: 2点 やや不十分: 1点 不十分: 0点

	受託実績 (28点、4点/ 【様式8-5】	委員×7人)	・同種・類似業務の受託実績から、 業務実施にあたっての工夫点、他 者より優れていた点または自社の 強みが記載されているか。	【委員による評価】 特に優れている:4点 優れている:3点 普通:2点 やや不十分:1点 不十分:0点
	各業務の要求事項に対する考え方や提案について(168点) 3・6】	①業務全般 (28点、4点/委 員×7人)	・一体管理による利点を活かした提案がなされているか。・効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか。	【委員による評価】 特に優れている: 4点 優れている: 3点 普通: 2点 やや不十分: 1点 不十分: 0点
		②維持管理情報の 管理及び活用方 法(28点、4 点/委員×7人)	・実現性がありDXを踏まえた提案 となっているか。・維持管理情報管理における分析能 力があるか。	【委員による評価】 特に優れている: 4点 優れている: 3点 普通: 2点 やや不十分: 1点 不十分: 0点
業務実施		③維持管理計画の 立案・見直し (28点、4点/委 員×7人)	・効率的かつ効果的な、維持管理計 画がされているか。	【委員による評価】 特に優れている: 4点 優れている: 3点 普通: 2点 やや不十分: 1点 不十分: 0点
計画等(700点		④緊急時の体制 (28点、4点/委 員×7人)	・異常時、緊急時における緊急連絡 体制及び人員配備計画が効果的 か。・現場からの支援要請に対する組織 的なバックアップ体制は十分か。	【委員による評価】 特に優れている: 4点 優れている: 3点 普通: 2点 やや不十分: 1点 不十分: 0点
		⑤住民苦情対応 (28点、4点/委 員×7人)	・対応方法や記録方法について考え 方が適切か。	【委員による評価】 特に優れている: 4点 優れている: 3点 普通: 2点 やや不十分: 1点 不十分: 0点
		⑥住民等へのPR について (28点、4点/委 員×7人)	・業務前の近隣住民等への P R について考え方が適切か。	【委員による評価】 特に優れている: 4点 優れている: 3点 普通: 2点 やや不十分: 1点 不十分: 0点
	市民サービスの GXの取組み (56 点、8 点/ 【様式8-7】	の向上・地域貢献・ /委員×7 人)	・想定される市民サービスの向上や 地域貢献に関する取組提案やその 効果について具体的に記載されて いるか。・GXに関する積極的な取組提案は あるか。	【委員による評価】 特に優れている:8点 優れている:6点 普通:4点 やや不十分:2点 不十分:0点

	危機管理(リスク管理)・安全対策 (56点、8点/委員×7人) 【様式8-8】	・異常時等の対応について、想定される事象とリスクマネジメントの考え方、その対応方針が適切か。	【委員による評価】 特に優れている:8点 優れている:6点 普通:4点 やや不十分:2点 不十分:0点
業務実施計画	自由記述 (84点、12点/委員×7人) 【様式8-9】	・業務の目的を達成するために、積極的な意見、提案がなされているか。・新たな発想に基づく提案であり、局に適応したものであるか。	【委員による評価】 特に優れている: 12点 優れている: 9点 普通: 6点 やや不十分: 3点 不十分: 0点
当等 (700点)	技術者の専門技術力 (28点、4点/委員×7人) 【プレゼンテーションおよびヒア リング】	・実績として挙げた業務の担当分野 に中心的、主体的に参画したこと が伺えるか。 ・管路施設管理や計画策定等に関す る専門知識が十分か。	【委員による評価】 特に優れている: 4点 優れている: 3点 普通: 2点 やや不十分: 1点 不十分: 0点
	取組み姿勢 コミュニケーションカ (28点、4点/委員×7人) 【プレゼンテーションおよびヒア リング】	・下水道管路施設の現状の認識や本業務の目的、条件、内容等の理解が十分か。・提案説明や質問に対する応答は、適切になされているか。	【委員による評価】 特に優れている: 4点 優れている: 3点 普通: 2点 やや不十分: 1点 不十分: 0点
(1 0 0 点)	価格点 【様式10】	・配点×最低見積金額÷見積金額	左記の計算式により採点

^{※「}業務実施計画等」については委員による評価を行う。

3-3 評価点の算出方法

評価対象のうち「業務経歴等」については、表1に示すように実績件数および 有資格者数により得点化し、その合計を評価点とする。「業務実施計画等」に ついては、表2に示す5段階評価による得点化方法により各委員が審査項目別 に得点化し、その合計を評価点とする。

評価	評価基準	得点化方法
Α	当該審査項目について、特に優れていると認められる。	配点×1
В	当該審査項目について、やや優れていると認められる。	配点×3/4
С	当該審査項目について、普通である。	配点×2/4
D	当該審査項目について、やや不十分と認められる。	配点×1/4
Е	当該審査項目について、不十分と認められる。	配点×0

表 2 評価点の得点化方法

評価対象のうち「価格」については、下記の方法で得点化する。

- ① 提案審査において必要書類の確認ができた参加者の中で、見積金額に記載された金額(税込み)が、提案限度額を超える参加者は失格とする。
- ② 見積金額に記載された金額(税込み)が提案限度額以下のうち、最低の参加者に満点である100点を価格評価点として付与する。
- ③ 上記①②以外の参加者の得点は下記の式により②の最低価格との比率をもって小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位まで求める。

価格評価点 = 配点(100点) × (最低価格 ÷ 当該参加者の見積価格) ※最低価格及び見積価格は消費税及び地方消費税を含まない

(価格評価点算出例)

A:見積金額 1,000,000,000円(税抜)

B: 見積金額 850,000,000円(税抜) ⇒最低価格

C: 見積金額 900,000,000円(税抜)

A価格評価点 = $100点 \times (850,000,000 / 1,000,000,000) = 85.0点$ B価格評価点 = $100点 \times (850,000,000 / 850,000,000) = 100.0点$ C価格評価点 = $100点 \times (850,000,000 / 900,000,000) = 94.4点$